様式第七（第22条関係）

不当景品類及び不当表示防止法第31条第１項の規定による
協定又は規約認定申請書

年　月　日

公正取引委員会　殿
消費者庁長官　殿

氏名又は名称及び代表者名
住所　（電話番号）
氏名又は名称及び代表者名
住所　（電話番号）
上記のものの代表者
氏名又は名称及び代表者名
住所　（電話番号）

不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「法」という。）第31条第１項の規定により別添の協定又は規約の認定を申請します。

記

［１・２　略］

以上

［注１～３　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

様式第七（第22条関係）

不当景品類及び不当表示防止法第31条第１項の規定による
協定又は規約認定申請書

年　月　日

公正取引委員会　殿
消費者庁長官　殿

氏名又は名称及び代表者名　印
住所　（電話番号）
氏名又は名称及び代表者名　印
住所　（電話番号）
上記のものの代表者
氏名又は名称及び代表者名　印
住所　（電話番号）

不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「法」という。）第31条第１項の規定により別添の協定又は規約の認定を申請します。

記

［１・２　同左］

以上

［注１～３　同左］

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

府令・省令

○内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第二号

水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）第二十四条第一項の規定に基づき、水銀含有再生資源の管理に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

内閣総理大臣　菅　義偉
総務大臣　武田　良太
法務大臣　上川　陽子
外務大臣　茂木　敏充
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　萩生田光一
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　野上浩太郎
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉
環境大臣　小泉進次郎
防衛大臣　岸　信夫